

6. (払戻金)

乙が紹介した採用者が、自己の都合により退職に至った場合以下の内容の通り紹介手数料を返還する。

- ・ 1ヶ月未満に退職した場合 紹介手数料の80%。
- ・ 入社後1ヶ月以上、2ヶ月未満に退職した場合 紹介手数料の30%。
- ・ 入社後2ヶ月以上、3か月未満に退職した場合 紹介手数料の20%。